#### 別記様式第1号(第2条関係)

#### 職員の任免及び職員数に関する状況報告書

#### 1 職員の採用状況(平成24年度)

(単位:人)

区 分	試 験	選考	合 計
一般行政職	6	0	6
事務職	3	0	3
技術職	3	0	3
技能労務職	0	0	0

#### 2 退職の状況(平成24年度)

(単位:人)

		定年	勧 奨		その他					
	区分	退職	退職	普通 退職	分限 免職	懲戒 免職	失職	死亡 退職	任期 満了	合 計
ŀ				Z THA	기디카	기다카		Z THA	Their 1	
	一般行政職	1	0	1	0	0	0	0	0	2
	技能労務職	2	0	0	0	0	0	0	0	2

備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 定年退職 地方公務員法(昭和26年法律第261号)第28条の2第1 項の規定による退職
- (2) 勧奨退職 任免権者が行う退職勧奨に応じた退職
- (3) 普通退職 自己都合による退職
- (4) 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- (5) 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- (6) 失 職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- (7) 任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

1 総括 (1) 人件費の状況(普通会計決算)

	住民基本台帳	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
区分	人口(年度末)	A		В	B/A	前年度の人件費率
23年度	人	千円	千円	千円	%	%
20十段	9, 933	7, 278, 802	248, 114	1, 286, 472	17. 7%	18. 2%

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

	職員数		給	与 費		一人当たり
区分	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
23年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
25千茂	150	539, 266	94, 326	183, 702	817, 294	5, 449

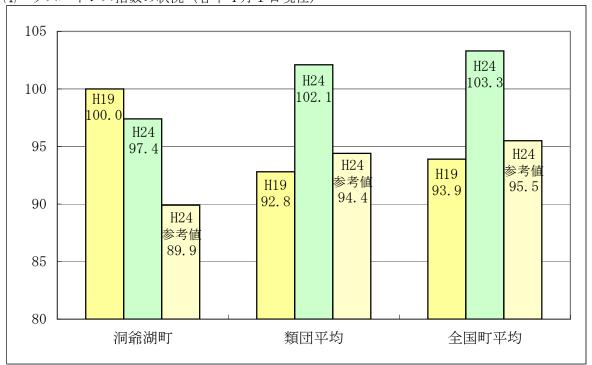
(参考)類似団体平均
一人当たり給与費
千円
5, 545

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- (注) 2 職員数は、4月1日現在の職員数である。

#### (3) 特記事項

:給料月額平均12.5%の減額、期末勤勉手当の役職加算の適用除外等

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準 を示す指数である。
- (注) 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均 したものである。
- (注) 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場 合の値である。

# (5) 給与改定の状況 ①月例給

(T) 1 1 1 1 1 1 1 1						
		人事委員		(参考)		
区分	民間給与	公務員給与	較 差	勧告	給与改定率	国の改定率
	A	В	A - B	(改定率)		
23年度	_	_	_	_	_	改定なし

<sup>「</sup>民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイ (注) レス比較した平均給与月額である。

②特別給

© 13/33//H		人事委員	員会の勧告			(参考)
区分	民間の支給	公務員の	較 差	勧告	年間支給月数	国の年間
	割合 A	支給月数 B	A - B	(改定月数)		支給月数
23年度	_	_	_	_	_	3. 95月

<sup>(</sup>注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員 の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### 2 一般行政職給料表の状況(平成24年4月1日)

(単位:円)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1 号給の 給料月額	135, 600	185, 800	222, 900	261, 900	289, 200	320, 600	366, 200
最高号給の 給料月額	243, 700	307, 800	354, 700	388, 300	400, 600	422, 600	456, 200

#### 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成24年4月1日現在)

①一般行政職

	144			
区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
洞爺湖町	44.9歳	311,862円	372, 022円	352, 722円
北海道	45.4歳	332, 232円	399, 324円	376, 339円
田	42.8歳	329, 917円 (304, 944円)		401, 789円 (372, 906円)
類似団体	43.1歳	314, 214円	356, 072円	340, 467円

②技能労務職

<u>~</u>	1人能力伤机	以								
				公 務	員		Þ	1 5	間	参考
	区 分	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
	洞爺湖町	49.7歳	8人	303, 160円	346, 047円	335, 935円	_		_	
	うち公務補	49.2歳	5人	296, 978円	331,978円	327, 118円	用務員	53.5歳	206,600円	1.6
	うちその他	50.0歳	3人	313, 463円	369, 496円	350, 630円	_		_	ĺ
							_	_	_	
	北海道	49.4歳	388人	328, 968円	361,947円	360, 869円	_		_	ĺ
	国	49.7歳	3,479人	285, 030円 (270, 465円)	_	323, 181円 (307, 506円)	_	_	_	_
	類似団体	49. 2歳	6人	271, 129円	291,619円	281,747円	_	_		

			参考	
ŀ	区 分	年収べー		り比較
Þ	<u> </u>	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
Ì	同爺湖町			_
	うち公務補	3, 983, 736円	2, 479, 200円	1.6
	うちその他			_
		_	_	_
	北海道	_	_	_
玉		_	_	
對	類似団体	_	_	_

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。 (3ヵ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致している ものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、 公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた 試算値である。
- (注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
  - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
  - 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況(平成24年4月1日現在)

区 分		洞爺湖町	北海道	围	
一般行政職	大学卒	163, 590円	165, 312円	163,987円(172,200円)	
州文1 ] 华文 相政	高校卒	133, 095円	134, 496円	133,418円(140,100円)	
技能労務職	高 校 卒	133, 095円	134, 496円	_	
以	中学卒	128, 820円	_	_	

<sup>(</sup>注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成24年4月1日現在)

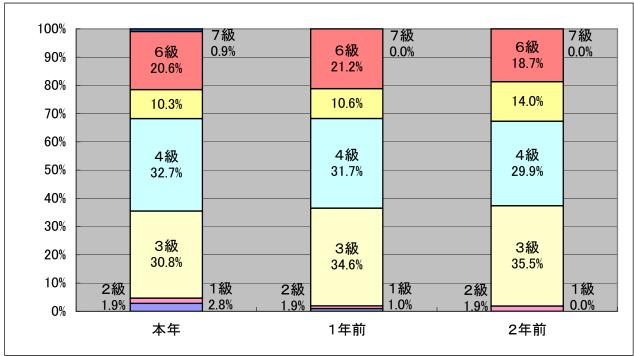
区	分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	255,006円	292, 482円	323, 633円	
71又11以41以	高校卒	254, 231円	245, 533円	290, 880円	
技能労務職	高 校 卒	274, 365円	335, 669円	308, 339円	
1X 胚力 伤喊	中学卒		_	_	

#### 4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成24年4月1日現在)

区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1	級	係員の職務	3人	2.8%
2	級	相当高度の知識又は経験を必要とする業 務を行う係員の職務	2人	1.9%
3	級	主任の職務	33人	30.8%
4	級	係長の職務	35人	32. 7%
5	級	課長補佐の職務	11人	10.3%
6	級	課長の職務	22人	20.6%
7	級	部長の職務	1人	0.9%

(注) 1 洞爺湖町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成24年に6級制から7級制に変更している。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度を試行しており、今後において人事評価結果に基づいた昇給への仕組みを検討する予定

### 5 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

1/ 别术 - 到炮子目										
洞爺沒	胡町	北海	道	玉						
1人当たり平均支	に給額(23年度)	1人当たり平均支	で給額(23年度)	_						
1, 225	千円	1, 550	千円							
(平成23年度支給	計合)	(平成23年度支給	計合)	(平成23年度支給割合)						
期末手当	勤勉手当	期末手当勤勉手当		期末手当	勤勉手当					
2.60月	1.35月	2.60月	1.35月	2.60月	1.35月					
(加算の措	·置状況)	(加算の措	持置状況)	(加算の措置状況)						
職務の級等による 役職段階別加算 ※ H24.3までは、	<b>∑</b> 5%∼15%	職務の級等による 役職段階別加算 管理職加算		職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%						

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職) 人事評価制度を試行しており、今後において人事評価結果に基づいた勤勉手当の支給の仕組みを検 討する予定

### (2) 退職手当(平成24年4月1日現在)

Ì	同 í	黨	湖	町			玉		
(支給率)		自	己都合	;	勧奨・定年	(支給率)	自己	己都合	勧奨・定年
勤続20年		23	. 50月		30.55月	勤続20年	23.	50月	30.55月
勤続25年		33	. 50月		41.34月	勤続25年	33.	50月	41.34月
勤続35年		47	. 50月		59.28月	勤続35年	47.	50月	59. 28月
最高限度額		59	. 28月		59.28月	最高限度額	59.	28月	59. 28月
その他の加算措	置					その他の加算措置			
1人当り平均支	給額	19	, 161千	·円	25, 385千円	(定年前早期退職	特例措置	2 %~ 2	0%加算)
(定年前早期退	職特例	措置	2 %	$\sim$ 2 (	) %加算)				

#### (3) 地域手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度	決算)			0千円	
支給職員1人当り円	Z均支給額(2			0円	
支給対象地域	支給率	支給対象	職員数	国の制度	(支給率)
	0%		0人		Ο%

(4) 特殊勤務手当(4月1日現在)

支給実績(23年度決算)					120,600円
支給職員1人当たり平均支約	合年額(23年度決算	)			24, 120円
職員全体に占める手当支給職	職員の割合(23年度	)			2. 7%
手当の種類 (手当数)					4
手当の名称	主な支給対象職員		主な支給対象業務	左記職員に	対する支給単価
野犬掃とう手当	従事した職員	į	野犬の掃とう	日額	300円
特殊作業自動車運転手当	従事した職員		除雪車等の運転	日額	300円
げき薬取扱手当	従事した職員		げき薬の取扱い	日額	750円
害虫駆除手当	従事した職員	-	害虫の駆除	日額	300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	11, 922, 352円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	79, 482円
支給実績(前年度決算)	9, 279, 176円
職員1人当たり平均支給年額(前年度決算)	106, 657円

(6) その他の手当(平成24年4月1日現在)

(O) C 0 1 1 1 1					
手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当り 平均支給年額 (23年度決算)
管理職手当	管理監督の地位にある職員に対し、その職の特殊性に基づき48,900円~ 61,800を支給(月額)	同じ		18, 932, 154円	556, 828円
扶養手当	扶養親族1人につき6,500円〜13,000 円を支給(月額)	同じ		21, 202, 500円	240, 937円
住居手当	借家等に居住する職員に対し27,000円 を限度に支給(月額)	同じ		5, 608, 900円	280, 445円
通勤手当	交通機関を利用する職員に対し月額 55,000円限度に支給。自家用車等を使 用する職員に対し月額2,000円~ 24,500円を支給	同じ		4, 166, 100円	73, 089円
単身赴任手当	異動等により配偶者と住居を異にする 職員に対し月額23,000円を支給	同じ		0円	0円
寒冷地手当	地域、世帯等の区分に応じ月額8,600 円~23,360円を11月から3月まで支給	同じ		11, 954, 400円	88, 551円
休日勤務手当	祝日に勤務を命じられた職員に対し、 1時間当りの給与額の100/135を支給	同じ		0円	0円
管理職特別勤 務手当	土日及び祝日に勤務を命じられた職員 に対し、1回6,000円(1回の勤務が6 時間を超える場合は9,000円)を支給	異なる	支給額を国の半 分としている。	0円	0円

6 特別職の報酬等の状況(平成24年4月1日現在)

<u>6 7</u>	<u>5 万万465.0</u> 区	分 分		<u>沈(平成24年4月1日現在)</u> 給	 料 月 額	等
				NH		- *- 本における最高/最低額
				_		
給	町		長	589, 100円	850,000円	355,000円
				(807,000円)		
料	副	町	長	476, 600円	675,000円	304,500円
				(653,000円)		•
	議		長	284,000円	360,000円	
						/
報	副	議	長	233, 000円	320,000円	/ 164,900円
酬	議		員	185, 000円	300,000円	/ 145, 500円
	时艾		只	100, 000[]	300, 000  1	/ 140, 500(1
				(		
	町		長	(23年度支給割合) 3.	9 5 月	
期	副	町	長	(23年度支給割合) 3.	9 5 月	
末手	議		長	(23年度支給割合) 3.	9 5 月	
当	副	議	長	(23年度支給割合) 3.	9 5 月	
	議		員	(23年度支給割合) 3.	95月	
				(算定式)	(1期の手当額)	(支給時期)
退職	町		長	807,000円×在職年数×5.216	16, 546, 728円	任期毎
手当	副	町	長	653,000円×在職年数×3.234	8, 447, 208円	任期毎
	備		考			

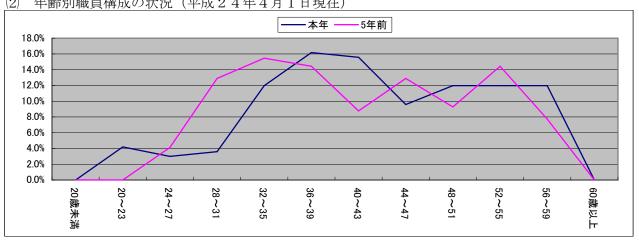
<sup>(</sup>注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、 1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況 (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

<u>(I)</u> 音	171711	取貝奴	<u>りれ仇</u>	と土な増減	<u> </u>	<u>月 1 日現仕</u>	
		区	分	職	<b>数</b>	対 前 年	主な増減理由
部	門			平成23年	平成24年	増減数	エ な 垣 滅 柱 田
		議	会	3人	3人	_	
		総	務	35人	33人	△2人	
		税	務	7人	6人	△1人	
	一般	民	生	27人	28人	1人	
普	行	衛	生	15人	15人	1	
普通	政 部	農林	水産	5人	6人	1人	
会計部	門	商	工	10人	14人	4人	
部		土	木	8人	9人	1人	
門		計		110人	114人	4人	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 114.77人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 98.73人)
	孝	效育部門	門	41人	37人	△4人	
	/	\ <u></u>	Ħ	151人	151人	-	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 152.02人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 122.84人)
公心		水 道		6人	5人	△1人	
公営企業は		下水道	Ĺ	3人	1人	△2人	
業計等部		その他		10人	10人	ı	
可門		計		19人	16人	△3人	
	合	計	L	170人	167人	△3人	〈参考〉
		日		[214]	[214]	[0]	人口1万人当たり職員数 168.13人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
  - 〕内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況(平成24年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区 分		)	)	)	)	)	)	)	)	)	)	)	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0人	7人	5人	6人	20人	27人	26人	16人	20人	20人	20人	0人	167人

# (3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度部門別	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	132	129	121	117	110	114	△ 18 (△ 13.64)
教 育	42	42	42	41	41	37	△ 5 (△ 11.90)
消防	_	-	_	_	_	_	
普通会計 計	174	171	163	158	151	151	△ 23 (△ 13.22)
公営企業会計 計	21	20	18	19	19	16	△ 5 (△ 23.81)
総合計	195	191	181	177	170	167	△ 28 (△ 14.36)

# 8 公営企業職員の状況 (水道事業) (1) 職員給与費の状況 (決算)

Λ.	1/ 1905 天/1	<u>ロ 1 貝 ^ / 小いし</u>	(V\ <del>)\</del>			
	4	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める職員	
	区分	A	実質収支	В	給与費比率 B/A	22年度の総費用に占 める職員給与費比率
4	00年度	千円	千円	千円	%	%
	23年度	194, 989	11, 423	37, 574	19. 27%	18. 49%

区分	職員数		給	与 費		一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
23年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	5	18, 511	2, 159	6, 226	26, 896	5, 379

(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円 6,350

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
  - 職員数は、3月31日現在の職員数である。

#### 特記事項

給料月額平均12.5%の減額、期末勤勉手当の役職加算の適用除外等

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
洞爺湖町	43.4歳	304, 366円	458, 826円
団体平均	45.4歳	358, 043円	528, 316円
事業者	42.4歳	298, 909円	476, 139円

平均月収額には、期末・勤勉手当を含む。 (注)

(3) 職員の手当の状況 ①期末手当・勤勉手当

<u> </u>							
洞爺湖	門町	洞爺湖町 (一般行政職)					
1人当たり平均支給額(23年	年度)	1人当たり平均支給額(23	年度)				
1, 224	千円	1,225千円					
(23年度支持	給割合)	(23年度支給割合)					
期末手当	期末手当勤勉手当		勤勉手当				
2.60月 1.35月		2.60月	1.35月				
(加算の措	置状況)	(加算の措置状況)					
職務の級等によ 役職段階別加 ※ H24.3までは	算 5%~15%	職務の級等に 役職段階別が ※ H24.3まで	<b>川算</b> 5%∼15%				

#### ② 退職手当(平成24年4月1日現在)

洞	爺	湖	町		洞	同爺湖町 (一舟	设行政職)	
(支給率)		自己都會	子	勧奨・定年	(支給率)	自己	L都合	勧奨・定年
勤続20年		23. 50月		30.55月	勤続20年	23.	50月	30.55月
勤続25年		33.50月		41.34月	勤続25年	33.	50月	41.34月
勤続35年		47. 50月		59. 28月	勤続35年	47.	50月	59.28月
最高限度額		59. 28月	]	59. 28月	最高限度額	59.	28月	59.28月
その他の加算措置	<u> </u>				その他の加算措	置		
1人当り平均支統	含額	0	千円	0千円	1人当り平均支	<b>注給額</b> 19,	161千円	25, 385千円
(定年前早期退職	战特例指	計置 2°	%~2	0%加算)	(定年前早期退	職特例措置	2 %~2	0%加算)

<sup>(</sup>注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(4) 地域手当(平成24年4月1日現在)

支給実績(23年度	決算)			0千円	
支給職員1人当り平			0円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数		国の制度	(支給率)
	0%		0人		0%

#### (5) 特殊勤務手当(平成24年4月1日現在)

(3) 村外勤伤于当(干风乙4午4月1日况仁)								
支給実績(23年度決算)				円0				
支給職員1人当たり平均支	給年額(23年度決算	争)		0円				
職員全体に占める手当支給	職員の割合(23年月	(美)		0.0%				
手当の種類 (手当数)				4				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に	対する支給単価				
野犬掃とう手当	従事した職員	野犬の掃とう	日額	300円				
特殊作業自動車運転手当	従事した職員	除雪車等の運転	日額	300円				
げき薬取扱手当	従事した職員	げき薬の取扱い	日額	750円				
害虫駆除手当	従事した職員	害虫の駆除	日額	300円				

#### (6) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	479, 245円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	95, 849円
支給実績(前年度決算)	218, 905円
職員1人当たり平均支給年額(前年度決算)	43, 781円

(7) その他の手当(平成24年4月1日現在)

(7) その他の手	<u>- 当(平成24年4月1日現仕)</u>				
手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当り 平均支給年額 (23年度決算)
管理職手当	管理監督の地位にある職員に対し、その職の特殊性に基づき48,900円~ 61,800を支給(月額)	同じ		469, 440円	469, 440円
扶養手当	扶養親族1人につき6,500円~13,000 円を支給(月額)	同じ		858,000円	214, 500円
住居手当	借家等に居住する職員に対し27,000円 を限度に支給(月額) 持家取得後5年間、月額2,500円支給	同じ		605, 500円	302, 750円
通勤手当	交通機関を利用する職員に対し月額 55,000円限度に支給。自家用車等を使 用する職員に対し月額2,000円~ 24,500円を支給	同じ		24,000円	24,000円
単身赴任手当	異動等により配偶者と住居を異にする 職員に対し月額23,000円を支給	同じ		0円	0円
寒冷地手当	地域、世帯等の区分に応じ月額8,600 円~23,360円を11月から3月まで支給	同じ		558, 100円	111,620円
休日勤務手当	祝日に勤務を命じられた職員に対し、 1時間当りの給与額の100/135を支給	同じ		0円	0円
日直手当	日直勤務を命じられた職員に1回 4,200円を支給	同じ		0円	0円
管理職特別勤 務手当	土日及び祝日に勤務を命じられた職員 に対し、1回6,000円(1回の勤務が6 時間を超える場合は9,000円)を支給	異なる	支給額を国の半 分としている。	0円	0円

#### 別記様式第3号(第2条関係)

#### 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況報告書

1 勤務時間の状況(平成24年4月1日現在)

1週間の勤務時間		勤務時	宇間の 言	割 振り	
1週间が到物时间	始業	終業	休憩時間	休息時間	週休日
38時間45分	8:45	17:30	$ \begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	-	土・目

- 備考1 「1週間の勤務時間」は、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき 条例で定められた職員の勤務時間である。
  - 2 「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時30分の時間帯(それに準じた時間帯)に勤務時間が割振られている職員の勤務時間である。
- 2 年次休暇の状況(平成24年4月1日~平成25年3月31日)

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	一人当たり平均使用日数
4,055日	1,116日	149人	7.48日

- 備考1 「全期間在職職員数」は、当該年度の全期間在職した職員の合計とし、 当該期間中に育児休業、分限休職の事由がある職員及び派遣職員を除く。
  - 2 「総付与日数」は、当該年度の4月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数(前年度からの繰越分を含む。)の合計である。
  - 3 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

#### 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況報告書

1 分限処分の状況(平成24年度)

(単位:件)

処分事由	地方公務員法	降任	免 職	休 職	合 計
勤務成績が良くない 場合	第28条第1項第1号	0	0	0	0
心身の故障の場合	第28条第1項第1号 第2項第1号	0	0	0	0
職に必要な適格性を 欠く場合	第28条第1項第3号	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、 過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴 された場合	第28条第2項第2号	0	0	0	0
地方公務員法第28条第4項により失職した者			0	0	0
職員の分限に関する手続 第5条により失職しな	0	0	0	0	
合	= <del> </del>	0	0	0	0

- 備考1 職員のうち、地方公務員法及び職員の分限に関する手続及び効果に関する 条例(平成18年洞爺湖町条例第20号)に基づき分限処分に付された者の 状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付さ れた場合は、重複して計上している。
  - 2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由に計 上している。
  - 3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上して いる。

#### 2 懲戒処分の状況(平成24年度)

(単位:件)

処分内容	戒告	減給	停職	免職	合 計
処分者数	0	0	1	0	0

### 別記様式第5号(第2条関係)

### 職員の服務の状況報告書

# 営利企業等の状況 (平成24年度)

営利企業等の従事許可申請	申請件数	許可件数
2 件	2 件	2 件

備考 地方公務員法第38条及び洞爺湖町職員服務規程(平成18年洞爺湖町訓令 第17号)第19条の規定に基づく営利企業等の従事許可の状況である。

### 別記様式第6号(第2条関係)

### 職員の研修及び勤務成績の評定の状況報告書

### 1 研修の状況 (平成24年度)

研修の名称	研修の内容	対象者	実施回数	修了者数
	管理能力研修	管理職員	1	1名
   経営能力研修	これからの管理職研修	管理職員	1	1名
(注 A 能 / ) 切	新任管理者基礎研修	管理職員	1	1名
	管理者研修	管理職員	1	2名
	法務基礎研修	一般職員	1	2名
	法務応用研修	一般職員	1	2名
	政策形成能力研修	一般職員	1	15名
	採用10年未満職員の研修	一般職員	1	6名
専門能力研修	採用1年後研修	一般職員	1	2名
	新規採用職員研修	新規職員	1	5名
	監督者研修	係長職員	1	3名
	保育実習研修	保育士	1	2名
	保育所研修	保育士	5	9名
	政策形成研修(市民満足度)	一般職員	1	1名
	地域力向上研修	一般職員	1	1名
政策形成能力 研修	政策法務研修(条例立案)	一般職員	1	1名
	政策法務研修 (解釈運用)	一般職員	1	1名
	いぶりトーク2012	一般職員	1	1名
対人能力研修	クレーム研修	一般職員	1	1名
对人能力研修	コミュニケーション能力研修	一般職員	1	3名

# 2 勤務成績の評定の状況 (平成24年度)

評定の方法	評定者	評定結果の活用	
_	_	_	
_	_	_	

備考 地方公務員法第40条の規定に基づき、任命権者が行う勤務成績の評定の 状況である。

#### 別記様式第7号(第2条関係)

#### 職員の福祉及び利益の保護の状況報告書

#### 1 厚生制度の状況(平成24年度)

区分	内 容	実施状況
	健康診断 (嘱託職員含む)	109名
	総合健康診断	125名
	脳ドック健診	10名
職員の保健に関すること	メンタルヘルスセミナー	3名
	レディース健康セミナー	2名
	若年層保健セミナー	3名
	いきいきヘルシーライフセミナー	2名
職員の元気回復に関すること	パークゴルフ	3 3 名

#### ※ 福利協会への公費負担等について

洞爺湖町は、道内の市町村職員の福祉の増進と生活の安定のため相互共済を 図る「北海道市町村職員福祉協会」に加入しています。

この組織は、加入する市町村職員の掛金と公費からの支出により運営されています。平成24年度の洞爺湖町の公費の負担状況は下記のとおりです。

加入する互助会の名称	公費補助総額(率)	一人当たりの 交付負担額
北海道市町村職員福祉協会	434千円 (50%)	2,893円

注 北海道市町村職員福祉協会の詳しい事業内容については、福祉協会のホームページをご覧下さい。

- 2 公務災害補償の状況
- (1) 公務災害(平成24年度)

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認 定 件 数 公務上 公務外		取下げ件数	年 度 末 未処理件数
0	0	0	0	0	0

備考 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づく職員の公務災 害補償の状況である((2)において同じ)。

### (2) 通勤災害(平成24年度)

前年度末現在未処理件数	受理件数	認定	件 数		年 度 末	
		通 勤 災 害 該 当	通 勤 災 害 非 該 当	取下げ件数	未処理件数	
О	0	0	0	0	0	

#### 勤務条件に関する措置の要求の状況報告書

(平成24年度)

区分	前年度末現在未処理 件数	措置要求件数	処理件数 右	生未処理件 数に係る処 l	今年度の措 置要求件数 に係る処理 件 数	年度末現 在未処理 件 数
給 与	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
勤務時間	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
休暇	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
その他	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
計	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

- 備考 1 件数は、措置要求をした個々の職員1人をもって1件とし、数人の職員が共同で措置要求した場合も職員1人をもって1件としている。また、1人の職員が2以上の異なる区分について同時に措置要求した場合は、それぞれを1件としている。
  - 2 「措置要求件数」は、公平委員会に対して措置要求がなされたものすべ て件数である。
  - 3 「処理件数」には、措置要求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理(却下)としたものも含む。
  - 4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれ1事案としている。

#### 不利益処分に関する不服申立ての状況報告書

(平成24年度)

区分	前年度末現在未処理件数	不服申立て 件 数	処理件数	前年度末現 在未処理件 数に係る処 理 件 数	今年度の不 服申立て件 数に係る処 理 件 数	年度末現 在未処理 件 数
分限処分	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
懲戒処分	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
転 任	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
その他	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
計	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )

- 備考 1 件数は、不服申立てをした個々の職員1人をもって1件としている。
  - 2 「不服申立て件数」は、公平委員会に対して不服申立てがなされたものすべて件数である。
  - 3 「処理件数」には、不服申立てが適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理(却下)としたものも含む。
  - 4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれ1事案としている。